

令和 3 年 1 月 12 日
気象庁大気海洋部

配信資料に関する技術情報第 552 号

～ 高潮異常潮観測通報の配信判定資料の変更について ～
(配信資料に関する仕様 No.30802 関連)

概要

気象庁では、潮位が基準値を超過した場合や潮位偏差が基準値を超過した状態が一定時間継続した場合に「高潮異常潮観測通報」(配信資料に関する仕様 No.30802)を 1 時間に 1 回配信しています。

この基準値超過の判定には「潮位実況報」(配信資料に関する仕様 No.30801)による潮位を用いています。

新たに「潮位観測報」(配信資料に関する仕様 No.30803)を配信開始するのに伴い、判定に用いる潮位を「潮位実況報」から「潮位観測報」に変更します。

1 実施日時等

「潮位観測報」を正式提供開始する令和 3 年 3 月を予定しています。

2 気象情報の変更内容等

基準値超過の判定に用いる潮位の変更に伴い、配信するデータの形式、配信時刻、配信電文ヘッダ及びフォーマットの変更はありません。